

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 又は第7号により随意契約をすることができる 場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>競争入札に付することが不利と認められるとき、又は時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>山県警察署及び警察本部車両等の公用車に使用する燃料（ガソリン及び軽油）について、年間を通して単価契約により調達する</p> <p>2 「不利」又は「著しく有利な価格」の説明</p> <p>自動車用燃料については、県の公用車用として購入するために、岐阜県（出納管理課）において岐阜県石油商業協同組合との間で単価契約（標準単価）が締結される。そのうちの岐阜地域の契約単価（標準単価）を超えない価格で契約できる見込みであるため。</p> <p>なお、警察活動の特殊性から常時給油可能な体制があり、方面別に公署の近くにある利便性の高い業者を選定することが合理的であることから、下記の業者を選定するもの。</p> <p>【契約先】 亀屋商店 深尾宗之 藤木石油店 藤木正</p>

R8.4.1～適用

品名	規格	単価	うち取引に係る消費税及び地方消費税額	備考
			円	
並オクタン価ガソリン	リサーチ法 89オクタン価以上 96オクタン価未満	170.89	15.53	円
軽油	セタン価45以上	158.59	13.05	

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。